

「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果（平成 19 年 11 月）及び対応方針

（政策評価実施計画全体についての意見）

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答
1	全体	<p>計画中に「厳正な」「的確な」「適切な」という言葉が使われているが、その使い分けが分からない。「ルールベース」・「プリンシプルベース」、または規制対応コストと関係があるのか。</p> <p><例></p> <p>【政策Ⅰ－１－（１）－②の重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融実態に応じた<u>的確な</u>金融検査の実施 <p>【政策Ⅱ－１－（２）－③の重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士・監査法人に対する<u>適切な</u>監督 監査法人等に対する品質管理レビューの<u>的確な</u>審査および<u>適切な</u>検査等 <p>【政策Ⅱ－２－（１）－①の重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の法令等遵守に対する<u>厳正な</u>対応 金融商品取引業者に対する<u>的確な</u>監督 貸金業者に対する<u>的確な</u>監督 <p>【政策Ⅱ－３－（１）－①の重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯則事件に対する<u>厳正な</u>調査の実施 不公正取引に対する<u>的確な</u>開示検査の実施 証券会社等に対する<u>的確かつ効率的な</u>検査の実施 	<p>検査・審査については、確実に問題点を把握するために行うものであることから、「的確な検査」として表記を統一します。</p> <p>監督については、状況や目的などに応じて過不足なく対応するものであること、また法律において用いられていることから、「適切な監督」として表記を統一します。</p> <p>「厳正な」については、厳格に守って公正に対処するという趣旨から、「厳正な対応」、「厳正な調査」と表記しています。</p> <p>なお、これらは、「ルールベース」、「プリンシプルベース」、規制対応コストと関連付けて使い分けていません。</p> <p>（総務企画局政策課、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局、公認会計士・監査審査会事務局）</p>
2	全体	<p>『金融財政事情』（2007年10月1日）の「佐藤長官に聞く」では、日本の金融・資本市場の国際的競争力を高めることについて、次のようにある：</p> <p>…規制の質はその規制が適用される市場の競争力を規定する大きな要素であり、この点は欧米でもかなり意識されている。金融機関のイノベーションを促し、自由な競争が活発に行われる、あるいは不正行為が行われた場合にはすぐに発見され排除されるといった規制の信頼性、一貫性、実行性、さらには規制を受ける側からみた規制対応コストを含めた効率性といった点が市場の競争力を左右するという考え方だ。</p> <p>よって、参考指標として「コンプライアンス・コストの検討／分析状況」などを積極的に採用してほしい。</p>	<p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、評価法という。）において、平成19年10月以降、法律又は政令によって規制の新設又は改廃を行おうとする際には、規制の事前評価を実施することが義務付けられており、「規制の事前評価に関するガイドライン」等に基づきその評価の中で規制の費用の一つとして遵守費用について検討・分析を実施しています。</p> <p>（総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課）</p>

(特定の政策項目についての意見)

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答
3	<p>政策Ⅱ－２－（１）－① 「金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応」 〈重点施策〉 ○ 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応</p>	<p>実施内容に「的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う…」とあるが、“的確・厳正な判断”の根拠は何も示されていない。参考指標として、「的確・厳正な判断である根拠を示す資料の開示数」も挙げるべきである。</p>	<p>行政処分の基準を含めた金融庁としての考え方に関しては、既に、平成19年3月に「金融上の行政処分について」として公表し（20年4月に一部改訂）、行政処分を行う場合の判断根拠としての基本的枠組みを示しているものと考えます。</p> <p>なお、行政処分を行った場合は、経営の健全性に関するものを除き、金融庁ウェブページ上で主たる処分原因を含め行政処分の内容を公表しています。</p> <p>（監督局総務課）</p>
4	<p>政策Ⅲ－１－（３）－① 「我が国金融・資本市場の国際化への対応」 〈重点施策〉 ○ 我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討</p>	<p>参考指標として、「The Global Financial Centres Index」と「IMD World Competitiveness Yearbook」における競争力ランキングも挙げるべきである。</p>	<p>評価法第3条においては、政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握することとされています。</p> <p>これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、「政策評価に関する基本方針」において、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとし、この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとするとしてされています。</p> <p>以上を踏まえ、指標を設定する際には、客観的な情報・データ等を活用するよう努めています。</p> <p>（総務企画局市場課、総務企画局政策課）</p>
5	<p>政策Ⅲ－１－（４）－① 「地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化」 〈重点施策〉 ○ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進</p>	<p>参考指標として、「中小企業向け貸出残高の前年比」も挙げるべきである。</p>	<p>平成20年度金融庁政策評価実施計画から、施策Ⅲ－２－（２）「地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化」の参考指標として、「中小企業向け貸出残高の対前年同月比」を取り上げることとしています。</p> <p>（監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課）</p>

6	<p>政策Ⅲ－２－（１）－② 「金融行政の透明性・予測可能性の向上」 〈重点施策〉 ○ 行政処分の公表</p>	<p>参考指標として、「行政処分に関するルール」の公表状況も挙げるべきである。</p>	<p>行政処分の基準を含めた金融庁としての考え方に関しては、既に、平成 19 年 3 月に「金融上の行政処分について」として公表しました。また、20 年 4 月に「金融サービス業におけるプリンシプルについて」を公表し、主要なプリンシプルについて関係者との間で共有されたことを踏まえ、先述の「金融上の行政処分について」を一部改訂しました。</p> <p>このように、行政処分に関する考え方を改訂した場合は引き続き速やかに公表したいと考えておりますが、改訂についてはその都度の行政を取り巻く状況の変化に応じて行われることから、「行政処分に関するルール」の公表状況を参考指標とすることは難しい面があると考えます。</p> <p>（監督局総務課）</p>
7	<p>政策Ⅲ－２－（１）－② 「金融行政の透明性・予測可能性の向上」 〈重点施策〉 ○ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用</p>	<p>参考指標として、「調査を実施した件数」も挙げるべきである。</p>	<p>平成 19 年度金融庁政策評価実施計画において参考指標として設定していた「提供された情報件数」を、平成 20 年度金融庁政策評価実施計画では「法令等遵守調査室に寄せられた情報のうち受付対象となった件数」に改め、新たに「法令等遵守調査室において調査に着手した件数」を参考指標として取り上げることとします。</p> <p>（総務企画局総務課）</p>
8	<p>政策 1－（１）－① 「人材の育成・強化のための諸施策の実施」 〈重点施策〉 ○ 高度な専門知識を有する職員の確保・育成</p>	<p>他所からの採用・確保もよいが、在来職員の民間との交流等によって実務に関する知識を得ることも検討すべきである。</p> <p>研修には是非とも力を入れていただきたいが、参考指標が「研修実施件数」と「受講者数」だけではいかなるものか。質の向上を図れるような指標を加えるべきである。</p>	<p>民間の実務に関する知識を得ることは重要であると考えており、職員の民間への派遣等も含め、更なる方策につき検討を進めていくこととします。</p> <p>また、研修については、原則、理解度測定（いわゆる試験）を実施していますが、平成 20 年度より、職員の資質の向上を図る観点から、研修内容の有効性等を数値的に評価する指標を取り上げることとします。</p> <p>（総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室）</p>

9	<p>政策2-(1)-① 「行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進」 〈重点施策〉 ○ 情報システム調達の適正化</p>	<p>参考指標として、「特定企業への集中度」および「随契比率」も挙げるべきである。</p>	<p>①「特定企業への集中度」について 当庁は、「随意契約見直し計画」に従い、随意契約の適正化の観点から、情報システム調達についても、一般競争入札や、企画競争・公募による競争性・透明性のある調達に努めております。この一般競争入札や企画競争・公募では、価格競争力や技術力のある事業者が契約先となり、個々の案件を調達した結果、同一事業者が契約先となることもあります。従って、「特定企業への集中度」という指標は、競争性・透明性の度合いを示すものとはなりにくいと考えます。</p> <p>②「随契比率」について 随意契約に関しては、 ・「公共調達の適正化」（平成18年8月25日財計第2017号）において、「企画競争若しくは公募」を経た随意契約については、競争性・透明性が担保されていると位置付けられていること ・「予算決算及び会計令」において、一定の予定価格を超えないものは随意契約によることができるとしていること から、企画競争・公募による契約または少額の契約を除いた「随意契約比率」（件数ベース）を参考指標として利用してまいりたいと考えます。</p> <p>（総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室）</p>
---	--	---	---